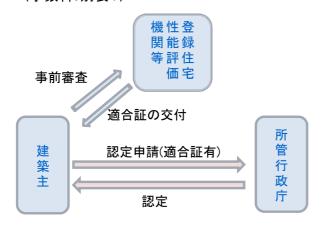
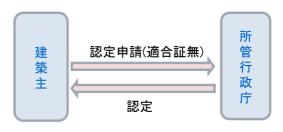
低炭素建築物新築等計画の認定手続と手数料

- ■法第53条第1項における低炭素建築物新築等計画の認定申請
- ◇ケース1 建築主が登録住宅性能評価機関等で 事前審査を受け適合証を添付し申請する場合 (手数料:別表1)
- ◇ケース2 建築主が直接所管行政庁に申請 する場合(手数料:別表2)





別表	1
----	---

_別表1					
区分			手数料		
住宅部分		1戸	6,000		
		2戸以上5戸以下	11,000		
	住宅の	6戸以上10戸以下	18,100		
		11戸以上25戸以下	29,500		
		26戸以上50戸以下	48,700		
	戸	51戸以上100戸以下	86,400		
/ / /	数	101戸以上200戸以下	136,000		
)	201戸以上300戸以下	172,000		
		301戸以上	183,000		
		300㎡以内	11,000		
共		300㎡を超え			
同	床	2,000㎡以内	29,500		
住宅の	面	2,000㎡を超え			
七の	面積の合計)	5,000㎡以内	86,400		
共		5,000㎡を超え			
一角		10,000㎡以内	136,000		
用部		10,000㎡を超え			
分		25,000㎡以内	172,000		
		25,000㎡を超えるもの	214,000		
	(床面積の合計	300㎡以内	11,000		
		300㎡を超え			
		2,000㎡以内	29,500		
非		2,000㎡を超え			
住宅部		5,000㎡以内	86,400		
立		5,000㎡を超え			
分		10,000㎡以内	136,000		
–		10,000㎡を超え			
	$\overline{}$	25,000㎡以内	172,000		
		25,000㎡を超えるもの	214,000		

	_	_
┖	ᆓ	•
וית	12	_

区分			手数料
住宅部分		1戸	37,300
		2戸以上5戸以下	74,300
	住宅の戸	6戸以上10戸以下	104,000
		11戸以上25戸以下	146,000
		26戸以上50戸以下	209,000
		51戸以上100戸以下	300,000
/ ,	数	101戸以上200戸以下	406,000
)	201戸以上300戸以下	532,000
		301戸以上	624,000
١		300㎡以内	117,000
共		300㎡を超え	
同	床	2,000㎡以内	192,000
住宅	面	2,000㎡を超え	
りの	積の合計)	5,000㎡以内	299,000
共		5,000㎡を超え	
用		10,000㎡以内	384,000
部		10,000㎡を超え	
分		25,000㎡以内	458,000
		25,000㎡を超えるもの	534,000
	(床面積の合計)	300㎡以内	257,000
		300㎡を超え	
非		2,000㎡以内	409,000
仕		2,000㎡を超え	
住宅		5,000㎡以内	582,000
部		5,000㎡を超え	
分計		10,000㎡以内	714,000
		10,000㎡を超え	
		25,000㎡以内	841,000
		25,000㎡を超えるもの	960,000

- ■住宅部分、共同住宅の共用部分又は非住宅部分が混在する建築物については、それぞれの区分により算定した 金額の合計とする。
- ■法第54条第2項により建築確認審査の申出を行う場合には、当該建築物が確認申請を行おうとする際に必要な 手数料を加算する。
- ■建築主事から建築基準法第6条第5項の規定に準じた審査を行うためとして、構造計算適合性判定を求められた場合には、必要な手数料を加算する。
- ■法第55条第1項における計画変更申請を行う場合、当該建築物が認定申請に要する経費の1/2を徴収する。